

# 第10期 定時株主総会招集ご通知

## ■開催日時

2026年3月28日（土曜日）午前10時  
（受付開始は午前9時30分）

## ■開催場所

東京都港区麻布台1丁目3番1号  
麻布台ヒルズ森JPタワー24F  
当社会議室

## ■目次

第10期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 4名選任の件	3
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	7
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	9
事業報告	11
連結計算書類	38
計算書類	41
監査報告書	44
株主総会会場ご案内図	裏表紙



株式会社プロジェクトホールディングス

証券コード9246

2026年3月12日

(電子提供措置の開始日2026年3月6日)

株主各位

東京都港区麻布台1丁目3番1号  
株式会社プロジェクトホールディングス  
代表取締役 土井 悠之介  
社長執行役員CEO

## 第10期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第10期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://phd.co.jp/ir/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

上記のウェブサイトへアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2026年3月27日（金曜日）午後6時までには到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2026年3月28日（土曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 東京都港区麻布台1丁目3番1号  
麻布台ヒルズ森JPタワー24F 当社会議室  
株主総会会場（アクセス）URL  
<https://maps.app.goo.gl/drvZYXw97qBK1gdV8>

### 3. 目的事項

- |      |  |
|------|--|
| 報告事項 | 1. 第10期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 |
|      | 2. 第10期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）計算書類報告の件                                    |
| 決議事項 | 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件   |
|      | 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件  |
|      | 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件   |

以 上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎議決権行使書面において議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
  - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
  - ◎法令及び当社定款第15条に基づき電子提供措置事項から一部を除いた書面をご送付しております。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
    - ①連結計算書類の「連結注記表」
    - ②計算書類の「個別注記表」したがいまして、本招集ご通知に記載しております「連結計算書類」及び「計算書類」は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告の作成に際して監査した書類の一部であります。
  - ◎株主総会会場へのご来場の際して、以下の事項について、ご了承くださいませようお願い申し上げます。
    - ・所定の場所以外には立ち入らないようお願いいたします。
    - ・会場へのご来場の際し、入館証が必要ですので、お手数ながら議決権行使書用紙と交換で会場受付より入館証の受領をお願いいたします。

## 株主総会参考書類

### 第1号議案

### 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化を図るため、取締役を1名増員し、合計4名の取締役選任をお願いいたしたいと存じます。なお、各候補者の指名につきましては、委員長を社外取締役が務め、委員の過半数を社外取締役で構成する任意の委員会である指名報酬委員会に諮ったうえで決定しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名（生年月日）	略歴、地位・担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1 【再任】	どい ゆうのすけ 土井 悠之介 (1989年5月18日)	2014年 4月 スカイライトコンサルティング株式会社入社 2016年 1月 当社設立 代表取締役 2022年11月 SBIデジタルハブ株式会社 取締役（現任） 2023年 5月 株式会社プロジェクトカンパニー 代表取締役（現任） 2024年 1月 当社代表取締役 社長執行役員CEO（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社プロジェクトカンパニー 代表取締役社長 SBIデジタルハブ株式会社 取締役 (担当 (委員) ) 指名報酬委員会 委員	883,000株

〔取締役候補者とした理由〕

土井悠之介氏は、当社創業者として、組織開発戦略や事業戦略の立案・遂行を通じ、当社グループの発展を牽引してまいりました。同氏がこれまで培ってきた経営全般に関する知識と経験により、全役職員に対してリーダーシップを発揮し、経営における重要事項の意思決定を行い、当社グループの企業価値向上に貢献できることが期待されることから、引き続き取締役候補者としております。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位・担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2 【再任】	まつむら りょう 松村 諒 (1989年10月7日)	2014年4月 株式会社みずほ銀行 入行 2019年7月 同行産業調査部調査役 2021年6月 当社取締役 2023年4月 株式会社D r. 健康経営 取締役(現任) 株式会社アルトワイズ 取締役(現任) 2023年5月 株式会社プロジェクトカンパニー 取締役 (現任) 2024年1月 当社取締役 常務執行役員CFO 2025年1月 当社取締役 執行役員CFO (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社プロジェクトカンパニー 取締役 株式会社D r. 健康経営 取締役 株式会社アルトワイズ 取締役	4,900株

[取締役候補者とした理由]

松村諒氏は、入社以来、財務経理領域をはじめとする経営管理業務の遂行、グループ経営管理体制の強化等を通じ、当社グループの発展に貢献してまいりました。同氏がこれまで培ってきたグループ経営管理、財務経理領域に関する知見と経験により、企業価値向上に貢献できることが期待されるため、引き続き取締役候補者としております。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位・担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3 【再任】	やなぎさわ かずまさ 柳沢 和正 (1983年3月25日)	2007年4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク入社 2010年3月 モルガン・スタンレー証券株式会社 (現 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社) 入社 2011年4月 合同会社ロゴス・パートナーズ 設立 代表社員 (現任) 2013年9月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク再入社 2019年1月 同社 パートナー 2021年4月 同社 退社 2022年1月 株式会社プロレド・パートナーズ 社外取締役 2022年3月 当社社外取締役 (現任) 2024年1月 株式会社プロレド・パートナーズ 社外取締役 (監査等委員) (現任)  (重要な兼職の状況) 合同会社ロゴス・パートナーズ 代表社員 株式会社プロレド・パートナーズ 社外取締役 (監査等委員) (担当 (委員)) 指名報酬委員会 委員	—

〔社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要〕

柳沢和正氏は、経営コンサルタントとしての豊富な経験とコンサルティング事業に関する幅広い知見を有しており、当社グループが成長していくにあたり、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督などに十分な役割を果たしていくことが期待できるものと考えております。また、指名報酬委員会の審議においては、当社の経営における重要な事項に関し、企業戦略に関する専門的な観点から、積極的な意見・提言を行っています。これらのことから、今後も当社グループの経営監督を担う立場として適任であると判断し、引き続き社外取締役候補者としております。なお、同氏の社外取締役就任期間は、本株主総会終結の時をもって4年となります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位・担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
4 【新任】	ももさき ゆうじ 桃崎 有治 (1950年12月18日)	1978年10月 監査法人西方会計士事務所 (現・有限責任監査 法人トーマツ) 入所 1998年 7月 同監査法人代表社員 2008年 3月 同監査法人業務管理本部長 2012年 1月 トーマツグループCIO 2015年 1月 桃崎有治公認会計士事務所開設 代表 (現任) 2015年 6月 大林道路株式会社社外監査役 OSJBホールディングス株式会社社外監査役 株式会社ベネフィット・ワン社外取締役 2016年 6月 高島株式会社社外取締役 (監査等委員) (現 任) 2018年 2月 当社監査役 2024年 3月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任) (重要な兼職の状況) 桃崎有治公認会計士事務所 代表 高島株式会社 社外取締役 (監査等委員) (担当 (委員) ) 指名報酬委員会 委員長	36,000株

〔社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要〕

桃崎有治氏は、公認会計士として財務及び会計に関する豊富な知識や経験を有しており、業務執行に関する判断力・識見を活かし、当社監査等委員である社外取締役として、業務執行全般の監査に取り組む等、当社グループのガバナンス強化に貢献してまいりました。また、任意の委員会である指名報酬委員会の委員長を務め、役員人事や役員報酬に関する事項等においても監督・助言を行ってまいりました。

同氏は過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、このような経験・実績を活かして、当社の経営に対して指導・助言を行い、また、独立した客観的な観点から経営の監督を行うことが期待されるため、新たに社外取締役候補者としております。なお、同氏の社外取締役就任期間は、本株主総会終結の時をもって2年となります。

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 柳沢和正氏及び桃崎有治氏は、社外取締役候補者であります。当社は、両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員といたします。
3. 当社は、柳沢和正氏及び桃崎有治氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により補填することとしています。当該契約の被保険者は当社取締役であり、その保険料の全額を当社が負担しています。各候補者の選任が承認された場合は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

## 第2号議案

### 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、内部監査部門との連携等を含む当社の監査体制の現況を鑑み、監査の実効性を引き続き確保できると判断したため、1名減員し、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位・担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1 【再任】	ゆうき あいこ 結城 愛子 (1989年9月22日)	2012年4月 株式会社NTTデータ入社 2017年2月 同社主任 2022年2月 同社課長代理、同社退社 2022年3月 当社 常勤監査役 2024年3月 当社 社外取締役（監査等委員）（現任） (重要な兼職の状況) —	—

【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

結城愛子氏は、直接会社経営に関与した経験はありませんが、国内大手システムインテグレーターである株式会社NTTデータにおける業務経験によりIT・デジタル領域に知見を有しており、当社の属する業界の外部環境を理解しつつ、適切な監査・監督が期待できる人物であると判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としております。なお、同氏の社外取締役就任期間は、本株主総会終結の時をもって2年となります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位・担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2 【再任】	はしぐち あきこ 橋口 晶子 (1967年10月6日)	1991年10月 井上斎藤英和監査法人 (現 有限責任あずさ監査法人) 入所 1999年9月 橋口公認会計士事務所 開設、代表（現任） 2014年7月 株式会社グローバルキッズ 監査役 2015年10月 株式会社グローバルキッズCOMPANY 監査役 2023年4月 株式会社GKS 監査役 2024年3月 当社 社外取締役（監査等委員）（現任） (重要な兼職の状況) 橋口公認会計士事務所 代表	—

【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

橋口晶子氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、公認会計士としての豊富な監査経験と財務及び会計に関する専門的な見識のほか、上場企業の常勤監査役を長年勤めた経験から経営全般に関する高い知見を有しており、当該知見を活かして、当社の経営全般に有益な指摘や意見をいただき、独立した立場から当社監査体制の一層の強化を図ることができる人物であると判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としております。なお、同氏の社外取締役就任期間は、本株主総会終結の時をもって2年となります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位・担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
3 【再任】	かわぞえじょう 川添 丈 (1958年6月21日)	1991年 4月 梶谷総合法律事務所入所 1995年 4月 ブリッジ法律事務所開設 2003年 6月 半蔵門総合法律事務所開設 2010年11月 表参道総合法律事務所開設、代表 (現任) 2019年 2月 当社 監査役 2024年 3月 当社 社外取締役 (監査等委員) (現任) (重要な兼職の状況) 表参道総合法律事務所 代表弁護士	—

〔監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要〕

川添丈氏は、直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験と法律に関する幅広い知見から、監査に求められる判断力、識見等を有し、社外監査役として当社のコンプライアンス体制の確立に尽力いただく等、当社の監査体制の強化に貢献いただいた実績から、今後も同氏の法的知見を活かした適切な監査・監督が期待できる人物であると判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としております。なお、同氏の社外取締役就任期間は、本株主総会終結の時をもって2年となります。

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者はいずれも監査等委員である社外取締役候補者であります。なお、当社は、橋口晶子氏、川添丈氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏の選任が承認された場合には、引き続き両氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。また、結城愛子氏は、同取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として届け出る予定であります。
3. 当社は、結城愛子氏、橋口晶子氏、川添丈氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。3氏の選任が承認された場合、当社は3氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により補填することとしています。当該契約の被保険者は当社取締役 (監査等委員を含む。) であり、その保険料の全額を当社が負担しています。各候補者の選任が承認された場合は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

### 第3号議案

### 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ています。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

[補欠の監査等委員である取締役候補者]

氏名 (生年月日)	やなぎさわ かずまさ 柳 沢 和 正 (1983年3月25日)
--------------	---------------------------------------

[補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要]

柳沢和正氏は、企業経営全般に対する高い見識を有しており、2022年3月に当社社外取締役に就任後は、独立性を持った立場より、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っています。ガバナンスやリスク管理の在り方に関する豊富な知見をもとに、幅広い見地から、当社の業務執行に対する適切な監査に寄与頂けると判断したことから、補欠の監査等委員である社外取締役候補者としました。監査等委員である社外取締役に選任された場合は、客観的、独立的な立場から、取締役会におけるモニタリング機能を強化し、当社のコーポレート・ガバナンス体制の充実に寄与する役割を果たすことが期待されます。

- (注) 1. 柳沢和正氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。同氏は第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案通り可決された場合、監査等委員以外の取締役に就任する予定ですが、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合、監査等委員以外の取締役に辞任し、監査等委員である取締役に就任する予定です。
2. 柳沢和正氏の補欠の監査等委員である取締役選任につきましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議により取り消すことができるものいたします。
3. 柳沢和正氏の略歴等については第1号議案の記載も併せてご参照ください。また独立役員としての届出、責任限定契約及び役員等賠償責任保険契約については、監査等委員である取締役に就任後も同様とする予定です。

【ご参考】第1号議案及び第2号議案が承認された場合の役員体制

第1号議案及び第2号議案が承認可決された場合の役員体制及び当社が各役員に期待する専門性は以下のとおりとなります。これらは各役員が有する全ての知見を表すものではありません。

氏名	企業 経営・ 経営戦略	IT・DX	コンサル ティング	営業・ マーケティ ング	投資・ M&A	リスク 管理・ 企業法務	財務・ 会計	人材 開発・ 組織開発
土井悠之介	●	●	●	●				●
取締役	松村諒	●			●	●	●	
	柳沢和正	●	●		●	●	●	●
	桃崎有治	●	●		●	●	●	
監査 等 委員	結城愛子		●	●		●	●	
	橋口晶子	●			●	●	●	
	川添丈	●				●	●	

(項目のご説明)

企業経営・経営戦略	企業経営経験の有無、又は社外取締役として企業経営の意思決定に携わった経験の有無
IT・DX	IT、DX領域に関する十分な知識又は経験
コンサルティング	コンサルティングに関する十分な知識又は経験
営業・マーケティング	事業展開・拡大のための営業・マーケティング戦略の策定・推進に関する知識又は経験
投資・M&A	市場動向や市場分析、M&Aに関する知識又は経験
リスク管理・企業法務	リスクマネジメントに関する知識・企業法務に関する知識又は経験
財務・会計	財務領域における業務経験、又は財務会計の専門家としての十分な知識又は経験
人材開発・組織開発	人材戦略の策定・推進に関する知識又は経験

以上

# 事業報告

2025年1月1日から  
2025年12月31日まで

## 1. 当社グループの現況に関する事項

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度の末日時点において判断したものであります。

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

当連結会計年度(2025年1月1日～2025年12月31日)における我が国の経済情勢は、雇用・所得環境の改善等を背景に緩やかな持ち直しがみられた一方、物価上昇や外部環境の不確実性が継続し、企業においては生産性向上・収益力強化に向けた取り組みが引き続き重要となりました。こうした状況下、生成AIを含むAI技術の実装が進展し、企画・開発領域のみならず、業務プロセスや顧客接点、意思決定プロセスへの組み込みを通じて、事業変革（業務変革・組織変革・オペレーション改革・データ利活用等）を進める動きが拡大しております。一方で、AI活用を含む変革の実行・定着においては、要件定義から運用・改善まで一気通貫で推進できる人材・体制が不足しており、外部パートナーの活用ニーズは堅調に推移しました。

そうした中、当社グループは、主力であるデジタルトランスフォーメーション事業を中心に、顧客企業の事業変革を実行面から支援するとともに、当連結会計年度は収益性改善を重視した取り組みを推進してまいりました。具体的には、社内コンサルタントの稼働適正化、外注比率の低減、及びプロジェクト品質・生産性の向上等により、利益体質への転換を図りました。加えて、DX×テクノロジー事業においてはエンジニアが働きやすい組織風土づくりによる組織拡大に、DX×HR事業においてはサービス提供体制の安定化による事業拡大に注力いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高は5,485,518千円（前連結会計年度比3.9%増）、営業利益は155,681千円（前連結会計年度は187,748千円の損失）、経常利益は144,874千円（前連結会計年度は229,416千円の損失）、親会社株主に帰属する当期純利益は126,639千円（前連結会計年度は393,640千円の損失）となりました。

各セグメントの経営成績は以下のとおりです。

## ① デジタルトランスフォーメーション事業

「デジタルトランスフォーメーション事業」においては、事業会社における事業変革（業務変革・組織変革・オペレーション改革・データ活用等）やAI活用等の新規施策の実行推進を支援するコンサルティングサービス、デジタルマーケティングの戦略策定や実行推進を支援する「マーケティングサービス」、ユーザーテストによりスマートフォンアプリやWebページのUI/UX評価を行う「Ulscopeサービス」を提供しております。ただし、前連結会計年度末をもって株式会社DCXforceの全株式を譲渡し当社の連結の範囲から除外された影響により、「マーケティングサービス」の売上高は前連結会計年度比で大幅な減少となっております。

当連結会計年度は、コンサルティングサービスにおいて既存クライアントにおける事業変革テーマの拡大に伴い当社グループによる支援需要は堅調に推移した中、収益性向上を目的に、プロジェクトごとのアサイン計画の精度向上、プロジェクトマネジメントの標準化、品質管理の徹底等を通じた社内コンサルタントの稼働適正化を重点施策として推進いたしました。一方、外部のパートナーコンサルタントの活用については、案件特性に応じた最適な体制を構築し、外注比率の低減を進めたことが、売上総利益率の改善に寄与しました。

これらの結果、当連結会計年度の「デジタルトランスフォーメーション事業」におけるサービスごとの売上高は、コンサルティングサービスが3,883,648千円（前連結会計年度比11.7%増）、マーケティングサービスが87,716千円（前連結会計年度比80.9%減）、Ulscopeサービスが15,651千円（前連結会計年度比37.4%減）の計3,987,016千円（前連結会計年度比0.6%増）となり、セグメント利益は651,769千円（前連結会計年度比75.3%増）となりました。

## ② DX×テクノロジー事業

「DX×テクノロジー事業」においては、IT企業などに対し、プログラミングスキルを有するエンジニア人材が顧客企業に常駐し、システム開発業務やソフトウェアテスト業務を提供する「テクノロジーサービス」を提供しております。

テクノロジーサービスを手掛ける株式会社アルトワイズは、エンジニアの働きやすい環境に強みを持ち、離職率を低水準に維持できていることに加え、採用活動が好調に進捗したことでエンジニア数が大きく増加しました。また、デジタルトランスフォーメーション事業と連携した商流の上位化などによる収益性の高い案件も引き続き獲得できております。

この結果、当連結会計年度の「DX×テクノロジー事業」における売上高は1,284,818千円（前連結会計年度比27.5%増）、セグメント利益は45,600千円（前連結会計年度は86,888千円の損失）となりました。

③ DX×HR事業

「DX×HR事業」においては、産業医のマッチングサービスを主軸に企業の健康経営を支援する「ヘルスケアサービス」を提供しております。

ヘルスケアサービスを手掛ける株式会社Dr.健康経営は、既存顧客に対するサービス提供の継続と新規顧客の拡大に加え、サービス提供体制の安定化を企図して組織拡大に取り組みました。また、専門資格を有する保健師を顧客企業に派遣し健康経営に関する課題解決を支援することで、顧客の人事労務部門の負担を軽減する、保健師コンサルティングサービスも伸長しております。

ただし、前連結会計年度の2024年5月をもって「HRソリューションサービス」を手掛けていた株式会社プロジェクトHRソリューションズの全株を譲渡し、当社の連結の範囲から除外されたことが、「DX×HR事業」の売上高の前連結会計年度比での減少要因となっております。

この結果、当連結会計年度の「DX×HR事業」における売上高は213,684千円（前連結会計年度比30.9%減）、セグメント利益は1,053千円（前連結会計年度比94.7%減）となりました。

セグメント別売上高

区分	第9期 (2024年12月期)		第10期 (2025年12月期) 【当連結会計年度】		前連結会計年度比	
	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	増減率(%)
デジタルトランス フォーメーション事業	3,963,354	75.1	3,987,016	72.7	23,661	0.6
DX×テクノロジー事業	1,007,320	19.1	1,284,818	23.4	277,497	27.5
DX×HR事業	309,128	5.9	213,684	3.9	△95,444	-30.9
合計	5,279,803	100.0	5,485,518	100.0	205,715	3.9

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資総額は33,507千円となりました。その主な内容は、人員増加に伴うパーソナルコンピューター等の情報機器の取得であります。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度中における資金調達は、自己資金をもって充当いたしました。その他の増資、社債発行等による資金調達は行っていません。

なお、今後の積極的な投資に向けた資金需要に対し、機動的かつ安定的な運転資金調達枠を確保するため、当社グループは総額500,000千円のコミットメントライン契約を取引先金融機関と締結しております。

## (4) 財産及び損益の状況

### ① 当社グループの財産及び損益の状況

区分	期別	第7期 (2022年12月期)	第8期 (2023年12月期)	第9期 (2024年12月期)	第10期 (2025年12月期) 【当連結会計年度】
売上高 (千円)		4,352,418	6,283,785	5,279,803	5,485,518
経常利益又は経常損失 (△) (千円)		948,727	832,522	△229,416	144,874
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円)		676,809	588,869	△393,640	126,639
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)		119.17	102.32	△72.59	23.73
総資産 (千円)		4,285,852	5,712,648	5,540,358	4,632,541
純資産 (千円)		2,805,803	2,653,548	2,241,833	2,260,118
1株当たり純資産 (円)		489.08	489.39	413.58	422.91

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失」は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 「1株当たり純資産」は、自己株式数を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。
3. 前連結会計年度より役員向け業績連動型株式報酬制度を導入しております。同制度に係る信託が保有する当社株式を、「1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失」及び「1株当たり純資産」を算出する際に自己株式に含めております。
4. 第9期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第8期に係る各数値については、暫定的な処理の確定の内容を反映させております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	期別	第7期 (2022年12月期)	第8期 (2023年12月期)	第9期 (2024年12月期)	第10期 (2025年12月期) 【当事業年度】
売上高及び営業収益 (千円)		3,518,171	4,111,817	752,763	955,408
経常利益又は経常損失 (△) (千円)		787,196	688,367	△3,313	129,136
当期純利益又は 当期純損失 (△) (千円)		582,377	530,947	△228,964	104,267
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)		102.54	92.26	△42.22	19.54
総 資 産 (千円)		3,873,616	5,100,233	4,935,711	3,886,722
純 資 産 (千円)		2,711,370	2,487,405	2,240,365	2,236,278
1株当たり純資産 (円)		472.62	458.69	413.31	418.42

- (注) 1. 当社は、2024年1月1日付で吸収分割により持株会社体制へ移行いたしました。これにより、第9期の財産及び損益の状況は、第8期以前と比較して大きく変動しております。
2. 「1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失」は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
3. 「1株当たり純資産」は、自己株式数を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。
4. 前事業年度より役員向け業績連動型株式報酬制度を導入しております。同制度に係る信託が保有する当社株式を、「1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失」及び「1株当たり純資産」を算出する際に自己株式の数に含めております。

(5) 対処すべき課題

① 人材採用と育成、離職抑制

主力のデジタルトランスフォーメーション事業においては、競合他社との人材獲得競争が激化しており、優秀な人材の採用と育成は重要な課題であると認識しております。とりわけ、当社グループにおいては組織の急拡大に伴い、プロジェクトのマネジメントや顧客折衝を担える「マネージャー人材」の確保と育成が大きな課題となっています。このような課題に対応するため、前連結会計年度において、事業会社での人事マネージャー経験者の人事企画部門長への登用をはじめHR機能の強化を図りながら、各種施策を講じてまいりました。当連結会計年度においても、人事評価制度や給与テーブルの改善、エンゲージメント向上のためのインナーコミュニケーションの強化、入社者のオンボーディング及び育成環境の改善を図るなどの施策を実施してまいりました。各施策の効果もあり、2023年から2024年にかけて高位に推移していた離職率が当連結会計年度では目標水準を下回るまでに改善する他、育成の標準化、高速化により役職者任用の早期化に繋がっております。今後も引き続き人材採用と育成、離職抑制に関して注力してまいります。

② 技術革新への対応

当社グループの主力事業であるデジタルトランスフォーメーション領域においては、顧客ニーズが常に変化し続けており、AIをはじめとする技術革新に適応し続けることが重要な課題となっています。市場環境や顧客の期待が日々進化する中、最新の技術を適切に活用し、柔軟かつ迅速に対応するため、適切な知見を持つ人材の育成・獲得等を通じて、競争力の維持・向上を図るとともに、持続的な成長の実現を図ってまいります。

③ 内部管理体制の強化

当社グループは創業以来、継続的かつ急速な成長を遂げてまいりました。今後も当社グループが継続的に成長し、持続可能な経営活動が続けるためには、グループ全体の内部管理体制の強化、内部統制やコンプライアンスの徹底が不可欠な課題であると認識しており、持株会社である当社が中心となって体制構築に努めます。

④ ハラスメント対策及びコーポレート・ガバナンスの強化

2023年9月に、当社の元役員が不祥事を起因として辞任しております。このような事態を受けて、ハラスメント行為の再発防止策の徹底及びガバナンス改善による経営陣への監督機能の強化が急務であるとの認識から、前連結会計年度以降、監査等委員会設置会社への移行、役員の指名報酬プロセスの改善、第三者機関による取締役会の実効性評価等の各種施策を推進してまいりました。当連結会計年度においては、全役職員向けにハラスメントに係る研修及びハラスメントに関するアンケート調査の実施、取締役会実効性評価のフォローアップ等の取り組みを実施しております。今後も引き続き、ハラスメント対策及びコーポレート・ガバナンスの強化に注力してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

区分	会社名	資本金 (千円)	当社の 出資比率	主要な事業内容
デジタルトランス フォーメーション事業	株式会社プロジェクト カンパニー	75,000	100%	コンサルティングサービス
DX×テクノロジー事業	株式会社アルトワイズ	10,000	100%	テクノロジーサービス
DX×HR事業	株式会社Dr. 健康経営	5,500	100%	ヘルスケアサービス

③ その他の関係会社の状況

SBIホールディングス株式会社は、2025年12月31日時点で当社の議決権を29.9%所有しており、当社はSBIホールディングス株式会社の持分法適用の関連会社であります。

(7) 主要な事業内容 (2025年12月31日時点)

区分	事業内容
デジタルトランスフォーメーション事業	事業会社の新規事業開発や既存業務変革などを支援するコンサルティングサービス、デジタルマーケティングの全体戦略策定や実行推進を支援するマーケティングサービス、自社モニターを活用したユーザーテストソリューション「Ulscope」によるUI/UX評価を行うUlscopeサービス 等
DX×テクノロジー事業	システム開発業務、ソフトウェアテスト業務等のテクノロジーサービス
DX×HR事業	企業の健康経営を支援するヘルスケアサービス

(8) 主要な事業所 (2025年12月31日時点)

① 当社

本社	東京都港区麻布台一丁目3番1号
----	-----------------

② 子会社

株式会社プロジェクトカンパニー	東京都港区麻布台一丁目3番1号
株式会社アルトワイズ	東京都港区麻布台一丁目3番1号
株式会社Dr. 健康経営	東京都港区麻布台一丁目3番1号

(9) 従業員の状況 (2025年12月31日時点)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
デジタルトランスフォーメーション事業	179名 (3名)	+44名 (-3名)
DX×テクノロジー事業	126名 (0名)	+38名 (±0名)
DX×HR事業	15名 (2名)	+8名 (+1名)
全社 (共通)	30名 (5名)	+5名 (±0名)
合計	350名 (10名)	+95名 (-2名)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者 (パートタイマー・アルバイト及び人材派遣会社からの派遣社員) は ( ) 内に人員を外数で記載しております。
2. 全社 (共通) は当社のコーポレート部門、人事部門及び内部監査室の従業員であります。
3. 前連結会計年度末に比べ「デジタルトランスフォーメーション事業」区分の従業員数が44名増加しております。主な理由は中途採用及び新卒採用による増加のほか、当連結会計年度注力したガバナンス強化や人事制度の刷新による離職率の改善によるものであります。
4. 前連結会計年度末に比べ「DX×テクノロジー事業」区分の従業員数が38名増加しております。主な理由は、積極的な中途採用の推進及びエンジニアが働きやすい環境構築等の離職抑制施策による退職者の減少によるものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
30名 (5名)	+5名 (±0名)	33.3歳	2.1年

- (注) 従業員数は就業人員 (当社からの出向者は含めない。) であり、臨時雇用者 (パートタイマー・アルバイト及び人材派遣会社からの派遣社員) は ( ) 内に人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先 (2025年12月31日時点)

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	522,700千円
株式会社三井住友銀行	373,920千円
株式会社りそな銀行	164,985千円
株式会社SBI新生銀行	120,000千円
日本生命保険相互会社	33,360千円
株式会社島根銀行	15,847千円

(11) その他当社グループの現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（2025年12月31日時点）

(1) 発行可能株式総数 20,000,000株

(2) 発行済株式の総数 5,487,450株（自己株式29,784株を含む）

（注）2025年11月25日開催の取締役会決議に基づく自己株式の消却に伴い、発行済株式の総数は385,000株減少しております。

(3) 当事業年度末の株主数 1,759名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数 (株)	持株比率 (%)
SBIホールディングス株式会社	1,631,300	29.89
土井 悠之介	883,000	16.18
DY投資事業有限責任組合1号	860,000	15.76
伊藤 翔太	202,900	3.72
新宅 央	190,500	3.49
株式会社Macbee Planet	150,000	2.75
株式会社日本カストディ銀行（信託E口）	137,043	2.51
鑑水 葵	85,800	1.57
古瀬 豪	73,000	1.34
江竜 寛之	57,400	1.05

（注）持株比率は自己株式29,784株を控除して計算しております。なお、当社は、当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員を対象とした業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（Board Benefit Trust））」を導入しており、信託の受託者であるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受けた株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式137,043株は、自己株式に含んでおりません。

(5) 当事業年度中に会社役員に対して職務執行の対価として交付された株式に関する事項

区分	株式数（株）	交付対象者（名）
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	—	—
社外取締役（監査等委員を除く）	292	1
取締役（監査等委員）	—	—

（注）1. 当社の株式報酬の内容につきましては、「事業報告「4.会社役員に関する事項（4）取締役の報酬等」に記載しております。

2. 上記は、退任した会社役員に対して交付された株式になります。

(6) その他株式に関する重要な事項

1. 自己株式の処分

2025年2月27日開催の取締役会決議に基づき、以下のとおり自己株式を処分いたしました。

処分した株式の種類	当社普通株式
処分した株式の数	13,258株
処分期日	2025年5月27日

2. 自己株式の消却

2025年11月25日開催の取締役会決議に基づき、以下のとおり自己株式を消却いたしました。

消却した株式の種類	当社普通株式
消却した株式の数	385,000株
	(消却前の発行済株式総数に対する割合 6.6%)
消却後の発行済株式総数	5,487,450株
消却日	2025年12月19日

3. 会社の新株予約権等に関する事項 (2025年12月31日時点)

(1) 当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に当社従業員等に対して職務執行の対価として交付した新株予約権の内容

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

2025年2月27日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

名称	第5回新株予約権
発行決議日	2025年2月27日
割当日	2025年3月19日
新株予約権の数	1,112個
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 111,200株
新株予約権の払込金額	新株予約権 1個あたり2,900円
新株予約権の行使価額	新株予約権 1個につき101,800円 (1株につき1,018円)
新株予約権の権利行使期間	2028年4月1日から2035年3月19日まで
新株予約権の行使条件	(注)
割当先	当社及び当社子会社の取締役又は執行役員等 6名 当社及び当社子会社の従業員 6名

(注) 第5回新株予約権の行使条件は以下のとおりであります。

- ① 新株予約権の割り当てを受けた者 (以下、「新株予約権者」という。) は、2027年12月から2030年12月期の指定された事業年度において、当社のEBITDAが、下記(a)から(c)に定める水準を充たし

た場合にのみ、それぞれに定められている割合（以下、「行使可能割合」という。）を上限として、本新株予約権を行使することができる。なお、上記EBITDAは、当社が提出した有価証券報告書における当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）及び当社のキャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には連結キャッシュ・フロー計算書）等に記載された数値を参照するものとし、営業利益に減価償却費（のれん償却費を含む）、敷金償却費、株式報酬費用及び株式給付引当金繰入額を加算した額とする。なお、当該行使可能割合の計算において、行使が可能となる新株予約権の個数に1個未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(a) 2027年12月期のEBITDAが650百万円を超過した場合：行使可能割合 30%

(b) (a)を達成し、かつ2027年12月期から2030年12月期までのいずれかの事業年度においてEBITDAが一度でも1,500百万円を超過した場合：行使可能割合65%

(c) (a)を達成し、かつ2027年12月期から2030年12月期までのいずれかの事業年度においてEBITDAが一度でも3,000百万円を超過した場合：行使可能割合 100%

また、上記におけるEBITDAの判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）及び連結キャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書を作成していない場合は、キャッシュ・フロー計算書）から算出する実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役、執行役員または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ⑥ その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役の状況（2025年12月31日時点）

氏名	会社における地位	担当及び重要な兼職の状況
土井 悠之介	代表取締役 社長執行役員CEO	指名報酬委員会 委員 株式会社プロジェクトカンパニー 代表取締役社長 SBIデジタルハブ株式会社 取締役
松村 諒	取締役 執行役員CFO	株式会社プロジェクトカンパニー 取締役 株式会社アルトワイズ 取締役 株式会社Dr. 健康経営 取締役
柳沢 和正	社外取締役	指名報酬委員会 委員 合同会社ロゴス・パートナーズ 代表社員 株式会社プロレド・パートナーズ 社外取締役（監査等委員）
結城 愛子	社外取締役 （監査等委員・常勤）	
橋口 晶子	社外取締役 （監査等委員・常勤）	橋口公認会計士事務所 代表
桃崎 有治	社外取締役 （監査等委員）	指名報酬委員会 委員長 桃崎有治公認会計士事務所 代表 高島株式会社 社外取締役（監査等委員）
川添 丈	社外取締役 （監査等委員）	表参道総合法律事務所 代表弁護士

- (注) 1. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、結城愛子氏及び橋口晶子氏を常勤の監査等委員として選定しております。
2. 橋口晶子氏及び桃崎有治氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 川添丈氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、柳沢和正氏、橋口晶子氏、桃崎有治氏及び川添丈氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 社外取締役松本勇気氏は、2025年3月29日開催の第9期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役（監査等委員である取締役を含む。）の全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額であります。

## (3) 役員等賠償責任保険契約（D&O保険）の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社の子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員（当事業年度中に在籍していた者を含む。）であり、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年ごとに契約更新しております。

なお、当該保険契約では、被保険者の犯罪行為や、被保険者が意図的に行った違法行為などに起因する損害賠償請求等は、補填の対象外とされており、役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置が講じられております。

## (4) 取締役の報酬等

### ① 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

#### a.役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別総額及び対象となる役員の員数

区分	支給人員	報酬等の総額	固定報酬	年次業績連動賞与	非金銭報酬 (株式報酬等)	
					固定	業績連動
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	4名 (2名)	82,742千円 (6,777千円)	52,985千円 (6,500千円)	15,800千円 (－)	6,896千円 (277千円)	7,061千円 (－)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	4名 (4名)	29,400千円 (29,400千円)	29,400千円 (29,400千円)	－ (－)	－ (－)	－ (－)
合計 (うち社外取締役)	8名 (6名)	112,142千円 (36,177千円)	82,385千円 (35,900千円)	15,800千円 (－)	6,896千円 (277千円)	7,061千円 (－)

- (注) 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び取締役（監査等委員）の報酬限度額についての株主総会決議日、当該定め概要及び当該定めに係る会社役員員数等は「③ 役員報酬等の決定方法」に記載のとおりであります。
2. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の固定報酬及び非金銭報酬には、2025年3月29日開催の第9期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名に対する支給額を含めています。
3. 年次業績連動賞与につきましては、当事業年度において費用計上すべき額を記載しております。
4. 非金銭報酬の内容は当社の株式であり、当事業年度において費用計上すべき額を記載しております。当該株式報酬の算定方法等は「ハ 年次業績連動賞与及び株式報酬の内容及び額もしくは数又はその算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）」に記載のとおりであります。

5. 当社では、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の業績連動報酬の算定に、経営陣が最終責任を負い会社業績評価の重要な経営指標と捉えている「連結営業利益」を採用しております。年次業績連動賞与及び株式報酬の算定に用いた連結営業利益は、連結計算書類の「連結損益計算書」に記載のとおりであります。

b.当社の取締役（社外取締役を除く。）の業績連動報酬に係る指標の目標及び実績  
(百万円)

指標	目標（注）	実績
連結営業利益	10	155

(注) 指標となる連結営業利益の目標値として、当社の2024年12月期決算短信にて公表している数値を採用しております。

② 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社は、2024年2月14日開催の取締役会において、取締役等（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議し（2025年2月14日開催の取締役会において一部改定）、本方針に従い、役員報酬制度を設計・運用しております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役等の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、監査等委員である取締役の報酬については、固定報酬のみの支給とし、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、監査等委員の協議により決定しております。

取締役等（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は、次のとおりであります。

<役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の概要>

イ 基本方針

当社グループの取締役及び執行役員（監査等委員である取締役を除く。以下、断りがない限り本方針において同様とする。）の報酬は、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上を図るインセンティブとして十分に機能し、当該取締役及び執行役員の意欲をより高め、かつ役位・職責に応じ、各人の業績貢献度や経営状況も総合的に勘案したうえで、適切で公正なバランスの取れたものとする。

具体的には、①固定報酬、②短期インセンティブとしての年次業績連動賞与、及び③中長期インセンティブとしての業績連動型株式報酬の3種類による報酬構成とする。

ロ 固定報酬の個人別の報酬等の額及び算定方法の決定に関する方針

当社グループの取締役及び執行役員の固定報酬は、例月報酬とし、毎年一定期日に固定金額を定め支給するものとする。その報酬額は役位・職責に応じて総合的に決定する。

ハ 年次業績連動賞与及び株式報酬の内容及び額もしくは数又はその算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

年次業績連動賞与は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した報酬とし、各事業年度の利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として、毎年一定の時期に支給する。目標となる業績指標とその値は、各人ごとの管掌範囲や経営計画との整合性等を考慮しつつ、適宜、環境の変化等に応じて見直しを行う。

株式報酬は、中長期の企業価値向上と連動性のある報酬構成とすることを目的とし、各事業年度の利益の目標値に対する達成度合、及び役員株式給付規程に基づき役位等を勘案して定まるポイントを、毎年一定の時期に付与、当社グループの取締役及び執行役員の退任時に付与した累計ポイントに相当する自社株式及び一定の割合の金銭の給付を行う。

当社の社外取締役については、年次業績連動賞与は支給せず、また、株式報酬については業績非連動とし、役員株式給付規程に基づき役位等を勘案して定まるポイントを毎年、一定の時期に付与、退任時に付与した累計ポイントに相当する自社株式及び一定の割合の金銭の給付を行う。

ただし、株主総会もしくは取締役会において解任の決議をされた場合、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合又は在任中に当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できないこととする。

二 固定報酬の額、年次業績連動賞与の額又は株式報酬の額の取締役等の個人別の報酬等

種類別の報酬割合については、役位・職責に応じて適切に設定するが、概ね、固定報酬50%～80%、業績連動賞与10%～15%、株式報酬10%～40%とする。

ホ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社グループの取締役及び執行役員の年度報酬は、審議プロセスの客観性・透明性を高めるため、代表取締役1名と過半数の社外取締役で構成される指名報酬委員会により決定する。なお、委員長は委員の互選によって定めるものとする。

③ 役員の報酬等の決定方法

当社は、2024年3月26日開催の第8期定時株主総会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額を年額180,000千円以内（うち、社外取締役分は年額18,000千円以内）とし、固定報酬に加えて年次業績連動賞与についても当該報酬限度額の範囲内で支給することとし、当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名（うち社外取締役2名）です。

また、当該定時株主総会において、当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員に対し1事業年度分の上限を50,000株（うち、当社取締役分として22,000株（うち、社外取

締役分として1,500株) )として業績連動型株式報酬制度の導入についても決議しており、当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は4名(うち社外取締役2名)です。

監査等委員である取締役については、当該定時株主総会の決議により報酬限度額を年額40,000千円以内とし、当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名(うち社外取締役4名)です。

上記の株主総会決議を踏まえた、各報酬における具体的な決定方法は以下のとおりです。

#### イ 固定報酬

当社グループの取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)及び執行役員の固定報酬の額は上記の決定方針に従い、指名報酬委員会において妥当性を審議の上、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で決定します。

#### ロ 年次業績連動賞与

当社グループの取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)及び執行役員の年次業績連動賞与の算定方法及び内容の決定にあたっては上記の決定方針に従い、指名報酬委員会において妥当性を審議の上、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で決定しており、各取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)の年次業績連動賞与の算定方法の概要は次のとおりです。

「基準報酬額」×「役位等に応じた年次業績連動賞与割合」×「指名報酬委員会で決定した当事業年度の業績評価係数」(※1、2)

なお、職務執行期間の途中で退任又は解任となった場合、当該連結会計年度分の受給資格を与えないこととしております。また、対象役員に非違行為等が確認された場合、指名報酬委員会の決定により、支給を受ける権利の全部又は一部を制限することとしております。

※1 業績評価係数は下限0～上限2.0で設定しております。

※2 業績評価の指標として、当社においては「連結営業利益」、当社のグループ会社においては各社の「事業利益」をそれぞれ採用しております。

#### ハ 株式報酬

株式報酬は、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まるポイントを、毎年一定の時期に付与し、当社グループの取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び執行役員の退任時に付与した累計ポイントに相当する自社株式及び一定の割合の金銭の給付を行います。

本制度の概要は次のとおりです。

##### a. 本制度の構成

本制度に基づく報酬は次のとおり構成します。

ただし、業績評価分については、社外取締役は対象外としております。

(i) 役位固定分

役位固定分は対象者の役位等に応じて給付します。

(ii) 業績評価分

業績評価分は当該事業年度の業績目標の達成度等に応じて給付します。

b. ポイント

事業年度ごと役位固定分及び業績評価分に相当するポイントを算定しこれを付与します。事業年度ごとに付与されたポイント数は、退任時まで累積され、累積されたポイント数を「1ポイント=1株」として給付する当社株式等を算定します。

c. ポイントの算定方法

ポイントは以下の方法で算定します。ただし、当社の社外取締役は役位固定ポイントのみ算定します。

(i) 役位固定ポイント

・当社の社外取締役以外の者

$\text{[基準報酬額]} \times \text{[役位等に応じた株式報酬割合]} \div \text{基準株価} (\ast 1) \times \text{[役員株式給付規程で定められる固定ポイント係数]} (\ast 2)$

・当社の社外取締役

$\text{指名報酬委員会において決定された各人の株式報酬年額} \div \text{基準株価} (\ast 1)$

(ii) 業績評価ポイント

$\text{[基準報酬額]} \times \text{[役位等に応じた株式報酬割合]} \div \text{基準株価} (\ast 1) \times \text{[指名報酬委員会で決定したポイント付与日の前事業年度の業績評価係数]} (\ast 3)$

業績評価の指標として、当社においては「連結営業利益」、当社のグループ会社においては各社の「事業利益」をそれぞれ採用しております。

※ 1. 基準株価は、2,058円（2023年12月1日から2023年12月31日の当社の株価の終値の平均（小数点以下四捨五入））とします。

※ 2. 当事業年度における固定ポイント係数は0.6としております。

※ 3. 当事業年度における業績評価係数は下限0～上限0.8としております。

d. ポイント付与・給付に関する制限

職務執行期間の途中で退任又は解任となった場合、当該連結会計年度分のポイントは付与されま

せん。また、対象役員に非違行為等が確認された場合、指名報酬委員会の決定により、給付を受ける権利の全部若しくは一部を制限する、又は給付済の報酬の返還を請求することができます。

④ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社グループにおいては、上記②の「役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針」において記載しているとおり、審議プロセスの客観性・透明性を高めるため、取締役会の決議により、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員並びに当社のグループ会社の取締役及び執行役員の個別の報酬額の決定を指名報酬委員会に委任しており、指名報酬委員会の審議に基づき、当事業年度に係る対象役員の個人別の報酬額を決定しております。

当事業年度の実取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額を決定した指名報酬委員会の委員構成は、社外取締役（監査等委員）桃崎有治（委員長）、代表取締役社長執行役員CEO土井悠之介（委員）、社外取締役柳沢和正（委員）、社外取締役松本勇氣（委員）となっております。

（注）社外取締役松本勇氣は、2025年3月29日開催の第9期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任しており、当事業年度の3月までに開催された指名報酬委員会2回に委員として出席しております。

（5）社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外役員の重要な兼職につきましては、前記「（1）取締役の状況」に記載のとおりであります。社外役員の重要な兼職先と当社との間には、特筆すべき関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	柳沢 和正	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席しております。経営コンサルタントとしての知識と経験に基づき、議案・審議等に必要となる助言・提言を行っており、経営の重要事項の決定の妥当性及び業務執行の適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、取締役会の監督機能を補強する任意の委員会である指名報酬委員会の委員を務め、役員人事や役員報酬に関する事項等においても監督・助言をいただいております。
社外取締役 (監査等委員)	結城 愛子	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席し、また、当事業年度に開催された監査等委員会14回の全てに出席しております。IT・デジタル領域の知識と経験に基づき、当社の属する業界の外部環境を踏まえた助言・提言を行っており、経営の重要事項の決定の妥当性及び適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会においては、当社経営の監査・監督に関して適宜発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	橋口 晶子	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席し、また、当事業年度に開催された監査等委員会14回の全てに出席しております。会計の専門家としての知識と経験に基づき、当社の経営全般に有益な助言・提言を行っており、当社の監査体制を強化するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会においては、当社経営の監査・監督に関して適宜発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	桃崎 有治	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席し、また当事業年度に開催された監査等委員会14回の全てに出席しております。会計の専門家としての知識と経験に基づき助言・提言を行っており、業務執行全般の監査に取り組む等、当社のガバナンス強化に資する役割を適切に果たしております。また、監査等委員会においては、当社経営の監査・監督に関して適宜発言を行っております。 更には、取締役会の監督機能を補強する任意の委員会である指名報酬委員会の委員長を務め、役員人事や役員報酬に関する事項等においても監督・助言をいただいております。
社外取締役 (監査等委員)	川添 丈	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席し、また、当事業年度に開催された監査等委員会14回の全てに出席しております。企業法務の専門家としての知識と経験に基づき助言・提言を行っており、当社のコンプライアンス体制の強化に資する役割を適切に果たしております。また、監査等委員会においては、当社経営の監査・監督に関して適宜発言を行っております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28,300千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,300千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由は、監査日数、監査人員及び会社規模・業務特性等を総合的に勘案したうえで、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかにつき必要な検証を行った結果、それらの妥当性が確認できたためであります。
3. 上記以外に、当社において前事業年度に係る追加報酬の額が6,000千円あります。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目等に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員が、解任後最初の株主総会において解任の旨及びその理由を報告いたします。

### (5) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が2023年12月26日付で発表した業務停止処分の概要

#### ① 処分対象

太陽有限責任監査法人

- ② 処分内容
- ・契約の新規の締結に関する業務の停止 3か月（2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、すでに監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。）
  - ・業務停止命令（業務管理体制の改善）
  - ・処分理由に該当することとなったことに重大な責任を有する社員が監査業務の一部（監査業務に係る審査）に関与することの禁止 3か月（2024年1月1日から同年3月31日まで）
- ③ 処分理由
- 他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が相当の注意を怠り、重要な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。
- ④ 業務停止処分後の会計監査人における業務改善状況に関する監査等委員会の評価
- 監査等委員会は、当社の会計監査人である太陽有限責任監査法人から、上記改善命令に関する業務改善計画（2024年1月31日金融庁提出）に基づく品質管理体制の整備の進捗ならびに運用状況について定期的に報告を受け、再発防止に向けた改善の取り組みが着実に実施されていること、また当社に対する監査業務は適正かつ厳格になされていることを評価し、同監査法人による継続的な監査を行うことが妥当と判断いたしました。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社グループは、業務の適正を確保するため、取締役会において「内部統制システムに関する基本方針」を定め、企業グループの内部統制システムの運用を行っております。その内容は、下記のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- イ. 役職員が法令・諸規則を順守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な企業活動を実践する体制を確保するため、コンプライアンス規程を整備する。
  - ロ. 会社における業務活動及び諸制度の運用状況について評価・検討することで、法令等の順守の徹底を図るため、内部監査規程を整備し、定期的な内部監査を実施する。
  - ハ. 法令違反行為、社内規程違反行為及びコンプライアンス違反行為に関する通報及び相談を適切に処理するため、内部通報制度を整備する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- イ. 重要な会議体議事録、法定帳簿、決算関連書類その他重要文書は、法令及び社内規程等に基づき、適切に記録、保管、管理等を行う。
  - ロ. 取締役が常時これらの文書等を閲覧できる体制を確保する。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ. リスク管理に関する基本的事項を定め、適正な業務運営を行うため、リスク管理規程を整備する。
  - ロ. 全社的なリスク管理を推進するため、リスク管理委員会を設置し、リスクの洗い出し及び評価、リスク管理の実施状況の把握その他リスク管理に関して必要な業務を行う。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な業務執行を行う。
  - ロ. 株主総会及び取締役会の決定した業務執行に関する事項の具体的運営に関する事項その他経営に関する重要事項について審議し、その運営を円滑に行うため、グループ経営会議を設置する。
  - ハ. 効率的な職務の執行を確保するため、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程等を整備し、各職位の権限及び責任の明確化を行う。
- ⑤ 次に掲げる体制その他の当該会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 子会社の取締役、執行役員、業務を執行する社員、その他これらの者に相当する者（③及び④において「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の親会社への報告に関する体制
  - ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ニ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制。
- ⑥ 監査等委員会の補助使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ. 監査等委員会の求めがある場合、監査等委員会の職務を補助する使用人を置く。
  - ロ. 監査等委員会より監査業務に必要な指示を受けた補助使用人は、その指示に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの指揮命令を受けないものとする。
  - ハ. 監査等委員会は、補助使用人の人事等について、必要に応じて意見を述べることができる。
- ⑦ 監査等委員会への報告体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 役職員は、法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報規程に基づく通報状況等を定期的かつ随時に監査等委員会に報告する。
  - ロ. 監査等委員会は、必要に応じて、役職員に対して事業の報告を求めることができる。
  - ハ. 役職員は、会社の業務において法令違反行為が行われ、又はその疑いがある場合で、コンプライアンス規程に基づく等の是正処置がとられていないことを知ったときは、当該行為を監査等委員会に報告することができる。
  - ニ. 前号の報告を行った役職員は内部通報規程によって保護されるものとし、当該報告を理由として不利益な取扱いは受けないものとする。

- ⑧ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- イ. 監査等委員は、その職務の執行について生ずる費用について、会社から前払又は償還を受けることができる。
  - ロ. 監査等委員は、必要に応じて外部の専門家の助言を受けた場合、監査等委員監査等規程に定めるところにより、当該費用を会社に請求することができる。
  - ハ. 監査等委員は、その役割・責務に対する理解を深め、必要な知識の習得や更新のために、日本監査役協会等が主催する研修等を受ける場合、当該費用を会社に請求することができる。
- ⑨ その他監査等委員会の監査等が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査等委員は、重要な意思決定の過程及び職務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席し、必要と認めたときは意見を述べることができる。
  - ロ. 監査等委員会は、代表取締役と定期的に会合をもち、経営方針等について説明を受けるとともに、会社が対処すべきリスクや課題等について意見を交換する。
- ⑩ 反社会的勢力対応に関する基本方針
- イ. 反社会的勢力に対しては、組織全体として対応を図る。
  - ロ. 反社会的勢力に対しては、警察、弁護士、暴力追放運動推進センター等の外部専門機関と緊密に連携して対応を行う。
  - ハ. 反社会的勢力とは、取引関係を含めて一切の関係をもたず、また、反社会的勢力による不当要求は拒絶する。
  - ニ. 反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行う。
  - ホ. 反社会的勢力に対する裏取引及び資金提供は絶対に行わない。
- (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
- 上記基本方針の主な運用状況は下記のとおりであります。
- ① コーポレート・ガバナンス体制の概況
- 当社では、機関設計として監査等委員会設置会社を採用しており、取締役会における社外取締役比率を高めるとともに、議決権を有する監査等委員が監査・監督機能を担うことにより、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図っております。当事業年度末時点の取締役会の構成は、取締役7名のうち5名が社外取締役（社外取締役のうち4名が監査等委員である取締役）となっております。
- また、代表取締役1名と過半数の独立社外取締役から構成される任意の指名報酬委員会を設置し、委員長を社外取締役として透明性が高く公正な判断を可能とする体制を構築しております。
- ② 取締役会の取り組み
- 当社では、原則として月1回開催される定時取締役会と必要に応じて臨時開催される臨時取締役会に取

締役が出席し、法令、定款及び取締役会規程等に従い、経営に関する重要事項の審議・決定並びに取締役の業務執行状況を監督、監視しております。

当事業年度において当社は取締役会を合計17回開催しており、具体的な付議・報告内容としては、事業・予算計画及びその進捗、経営戦略の検討、役員人事、取締役会の実効性評価の結果を踏まえたフォローアップ、社外取締役の選任基準に係る内規の整備並びに取締役会から業務執行取締役への権限移譲等であります。

#### ③ リスク管理に関する事項

当社グループは、代表取締役がリスク管理最高責任者として全社的なリスク管理を統括し、各部門の長がリスク管理責任者として当該部門におけるリスク管理を統括するリスク管理体制を整備しております。また、全社的なリスク管理を推進するため、リスク管理最高責任者を委員長とする「リスク管理委員会」を四半期に1回以上開催し、当社グループにおけるリスク分析及びその対応方針の決定、分析されたリスクへの対応状況のモニタリング、その他リスク管理に必要な業務を行っております。

情報セキュリティについては、情報セキュリティリスクに対する安全管理措置を講じ、当社が所有する情報資産を適切に取り扱うことを目的として各種規程・マニュアル等を定めております。

#### ④ 内部監査に関する事項

当社グループにおける内部監査は、代表取締役及び監査等委員会直轄の内部監査室が担当しております。内部監査室は、事業の適正性を検証し、業務の有効性及び効率性を担保することを目的として、計画に基づいて内部監査を実施しております。その監査結果は代表取締役及び取締役会に直接報告するとともに、監査対象となった各部門に対して業務改善等のための指摘を行い、後日フォローアップし改善状況を確認しております。内部監査室は、会計監査人と定期的に連絡会を開催し、監査計画、監査結果および財務報告に係る内部統制の整備・運用状況等について情報共有および意見交換を行っております。双方の独立性を確保しつつ連携を図ることにより、監査の実効性の向上に努めております。

#### ⑤ コンプライアンス・使用人の職務執行に関する事項に関する事項

当社グループ内外にそれぞれ内部通報窓口を設置し、役職員に周知しております。また、コンプライアンス、ハラスメント及び情報セキュリティに関する各種規程類を定めて役職員に周知するとともに、全役職員を対象に、必要な研修を実施し、コンプライアンス意識の向上を図っております。

また、会社の規模やフェーズに即して組織規程、業務分掌規程、職務権限規程等の所要の改定を行い、それらに基づいた業務運営を行うことで、職務執行の効率性を確保しております。

#### ⑥ 監査等委員会の取り組み

監査等委員会は原則として月一回定期的に開催しており、当事業年度においては14回開催しております。監査等委員会における主な検討事項として、監査等委員会関連規程の整備・改定及び監査計画の策定、会計監査人の選任及び報酬の評価、監査報告書の作成等に関する協議又は決議を行うほか、監査実施

状況、株主総会及び取締役会議案の確認等を実施して監査等委員相互の情報共有を行っております。

また、常勤監査等委員は常勤者としての特性を踏まえ、監査環境の整備及び取締役会以外の重要な会議体として、グループ経営会議及びリスク管理委員会等への出席、代表取締役含む経営層・役職員とのコミュニケーション、重要書類及び会計帳簿の閲覧、内部統制システムの構築・運用状況の日常的な監視等を通じて社内の情報収集及び検証に努め、知り得た情報を他の社外監査等委員と適宜共有することで、監査等委員会としての監査機能の充実を図っております。

その他、内部監査室及び会計監査人とも定期的に会合を実施し、情報共有及び意見交換を行うことで、内部統制の構築・運用の評価状況を含めた監査を行い、監査の有効性及び効率性の向上に努めております。

〔備考〕 本事業報告中における金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(2025年12月31日)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>2,914,408</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,495,620</b>
現金及び預金	2,095,905	買掛金	161,436
売掛金	647,937	未払金	380,726
貸倒引当金	△5,690	1年内返済予定の長期借入金	494,844
売掛金(純額)	642,247	未払法人税等	31,246
その他	176,256	賞与引当金	186,880
<b>固定資産</b>	<b>1,718,132</b>	役員賞与引当金	15,800
<b>有形固定資産</b>	<b>533,126</b>	株式給付引当金	33,090
建物	411,734	株主優待引当金	5,570
車両運搬具	2,349	その他	186,025
工具、器具及び備品	119,042	<b>固定負債</b>	<b>876,802</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>395,773</b>	長期借入金	735,968
のれん	224,605	長期未払金	85,821
顧客関連資産	170,855	繰延税金負債	55,012
その他	312	<b>負債合計</b>	<b>2,372,422</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>789,232</b>	<b>(純資産の部)</b>	
敷金	680,168	<b>株主資本</b>	<b>2,250,120</b>
繰延税金資産	109,064	<b>資本金</b>	<b>50,000</b>
		<b>資本剰余金</b>	<b>925,627</b>
		<b>利益剰余金</b>	<b>1,475,871</b>
		<b>自己株式</b>	<b>△201,378</b>
		<b>新株予約権</b>	<b>9,998</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>2,260,118</b>
<b>資産合計</b>	<b>4,632,541</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>4,632,541</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(自2025年1月1日 至2025年12月31日)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		5,485,518
売上原価		3,507,488
売上総利益		1,978,029
販売費及び一般管理費		1,822,348
営業利益		155,681
営業外収益		
受取利息	3,505	
受取家賃	4,280	
助成金収入	6,570	
ポイント収入額	358	
還付加算金	2,537	
その他	837	18,090
営業外費用		
支払利息	26,009	
譲渡制限付株式関連費用	2,190	
その他	696	28,896
経常利益		144,874
特別利益		
新株予約権戻入益	452	452
特別損失		
固定資産売却損	1,781	
固定資産除却損	1,031	
減損損失	293	
投資有価証券売却損	4,344	7,451
税金等調整前当期純利益		137,875
法人税、住民税及び事業税	66,788	
法人税等調整額	△55,551	11,236
当期純利益		126,639
親会社株主に帰属する当期純利益		126,639

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(自2025年1月1日 至2025年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	50,000	1,571,195	1,349,232	△729,319	2,241,108
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			126,639		126,639
自己株式の取得				△141,352	△141,352
自己株式の処分		△14,553		38,278	23,725
自己株式の消却		△631,015		631,015	－
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )					
当 期 変 動 額 合 計	－	△645,568	126,639	527,940	9,012
当 期 末 残 高	50,000	925,627	1,475,871	△201,378	2,250,120

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	725	2,241,833
当 期 変 動 額		
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益		126,639
自己株式の取得		△141,352
自己株式の処分		23,725
自己株式の消却		－
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )	9,272	9,272
当 期 変 動 額 合 計	9,272	18,284
当 期 末 残 高	9,998	2,260,118

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2025年12月31日)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>1,971,706</b>	<b>流動負債</b>	<b>866,179</b>
現金及び預金	1,506,071	未払金	146,446
売掛金	153,083	1年内返済予定の長期借入金	484,848
未収入金	114,259	未払法人税等	27,156
前払費用	126,184	賞与引当金	19,850
その他	72,106	役員賞与引当金	15,800
<b>固定資産</b>	<b>1,915,016</b>	株式給付引当金	33,090
<b>有形固定資産</b>	<b>533,126</b>	株主優待引当金	5,570
建物	411,734	預り金	77,635
車両運搬具	2,349	その他	55,782
工具、器具及び備品	119,042	<b>固定負債</b>	<b>784,264</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>312</b>	長期借入金	698,443
商標権	312	長期未払金	85,821
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,381,576</b>	<b>負債合計</b>	<b>1,650,444</b>
関係会社株式	679,896	<b>(純資産の部)</b>	
敷金	680,168	<b>株主資本</b>	<b>2,226,280</b>
繰延税金資産	21,511	<b>資本金</b>	<b>50,000</b>
		<b>資本剰余金</b>	<b>925,627</b>
		資本準備金	633,216
		その他資本剰余金	292,410
		<b>利益剰余金</b>	<b>1,452,031</b>
		その他利益剰余金	1,452,031
		繰越利益剰余金	1,452,031
		<b>自己株式</b>	<b>△201,378</b>
		<b>新株予約権</b>	<b>9,998</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>2,236,278</b>
<b>資産合計</b>	<b>3,886,722</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>3,886,722</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(自2025年1月1日 至2025年12月31日)

(単位：千円)

科目	金額	
<b>営業収益</b>		<b>955,408</b>
<b>営業費用</b>		<b>809,943</b>
<b>営業利益</b>		<b>145,465</b>
<b>営業外収益</b>		
受取利息	4,867	
受取家賃	4,280	
還付加算金	2,473	
その他	330	11,950
<b>営業外費用</b>		
支払利息	25,597	
譲渡制限付株式関連費用	2,190	
その他	492	28,280
<b>経常利益</b>		<b>129,136</b>
<b>特別利益</b>		
新株予約権戻入益	452	452
<b>特別損失</b>		
固定資産売却損	1,781	
固定資産除却損	1,031	
投資有価証券売却損	4,344	7,157
<b>税引前当期純利益</b>		<b>122,430</b>
法人税、住民税及び事業税	27,156	
法人税等調整額	△8,993	18,163
<b>当期純利益</b>		<b>104,267</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(自2025年1月1日 至2025年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計
当期首残高	50,000	633,216	937,978	1,571,195
当期変動額				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			△14,553	△14,553
自己株式の消却			△631,015	△631,015
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)				
当期変動額合計	－	－	△645,568	△645,568
当期末残高	50,000	633,216	292,410	925,627

	株主資本				新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本 合計		
	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	1,347,764	1,347,764	△729,319	2,239,639	725	2,240,365
当期変動額						
当期純利益	104,267	104,267		104,267		104,267
自己株式の取得			△141,352	△141,352		△141,352
自己株式の処分			38,278	23,725		23,725
自己株式の消却			631,015	－		－
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)					9,272	9,272
当期変動額合計	104,267	104,267	527,940	△13,359	9,272	△4,087
当期末残高	1,452,031	1,452,031	△201,378	2,226,280	9,998	2,236,278

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年2月27日

株式会社プロジェクトホールディングス  
取締役会御中

太陽有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	陶 江	徹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小 野	潤

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社プロジェクトホールディングスの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社プロジェクトホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、そ

の他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性

が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年2月27日

株式会社プロジェクトホールディングス  
取締役会御中

太陽有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	陶 江	徹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小 野	潤

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社プロジェクトホールディングスの2025年1月1日から2025年12月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査

証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第10期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等規程に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、会社の内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月27日

株式会社プロジェクトホールディングス 監査等委員会

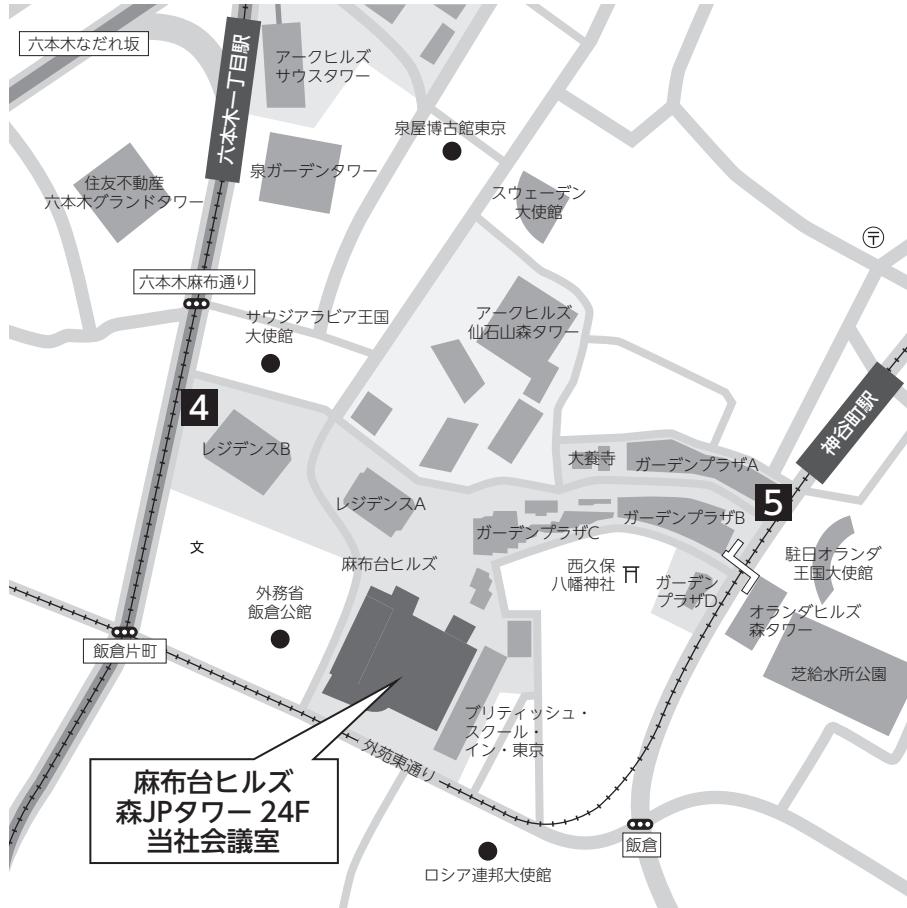
常勤監査等委員 (社外取締役)	結城愛子
常勤監査等委員 (社外取締役)	橋口晶子
監査等委員 (社外取締役)	桃崎有治
監査等委員 (社外取締役)	川添 丈

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場

東京都港区麻布台1丁目3番1号 麻布台ヒルズ森JPタワー24F  
当社会議室



交通

東京メトロ日比谷線「神谷町駅」5番出口（地下通路）徒歩約6分  
東京メトロ南北線「六本木一丁目駅」4番出口 徒歩約7分

※麻布台ヒルズ1階エレベーター【E】から24階までお越しく下さい。

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

UD  
FONT

見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォントを  
採用しています。